

佐賀県上場営農センターにおける研究費の管理・監査のガイドライン

平成21年2月24日制定

平成30年4月27日改正

佐賀県上場営農センター（以下「当センター」という。）における研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行については、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度、佐賀県コンプライアンス基本方針等に基づき適正に行っているところであるが、当センターにおける研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、適正な管理を行うために基本となる事項を定める。

第1節 機関内の責任体系の明確化

研究費の執行管理を適正に行い、不正防止を図るため、機関全体として、以下の責任体系を定める。

（1）最高管理責任者

所長は、最高管理責任者として、研究費の管理・運営についての最終責任を負う。

（2）統括管理責任者

副所長は、統括管理責任者として、研究費の管理・運営について、所長を補佐する。

（3）コンプライアンス推進責任者

部長及び係長は、コンプライアンス推進責任者として、統括管理責任者の指示の下、研究費の管理・運営の実施状況を確認する。

また、不正防止を図るため、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。

さらに、部局等において、構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（4）職員の責務

職員は、県の一般財源による研究費はもとより、個人や研究担当単位の発意で提案され、採択された競争的資金による研究課題であっても、研究費は公的資金を県として受入れたものであり、組織による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）ルールの明確化・統一化

- ① 研究費の執行に当たっては、県の予算制度、財務会計諸規程、各試験研究機関の管理規則、職務分掌規程、決裁規程等に基づき執行しなければならない。
- ② よく尋ねられる質問については、FAQ等で統一見解を明確に示す。
- ③ 事務処理手続に関する当センター内外からの相談を受け付ける窓口として、総務課を充てる。

(2) 職務権限等

所長は、研究費の執行に関し、県の財務会計諸規定、管理規則、職務分掌規程、決裁規程等に基づき、当センターの責任と権限を明確にする。

(3) 関係者の意識向上

- ① 所長は、業務打ち合わせ会議等において、研究員と予算の執行を担当する総務担当職員の情報の共有化を行うとともに、万が一不正行為が発生した場合は、試験研究機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、職員に対し十分に認識させる。
- ② 総務担当職員は、研究を行う上で必要な事柄については、予算制度や財務会計諸規定に照らし、実現可能であるかを検討するとともに、その検討結果を速やかに研究員に説明する。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

① 告発等の取扱い

告発等（報道や会計監査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

② 調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、公正かつ透明性の確保の観点から当センター以外の者を含めた調査委員会を設置して調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を行うものとする。

第三者の調査委員は、当センター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

③ 調査中における一時的執行停止

当センターは、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

④ 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行う。

⑤ 配分機関への報告及び調査への協力等

当センターは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

⑥ 懲戒処分について

研究費の不正使用が明らかになった場合は、地方公務員法、職員の懲戒の手続効果等に関する条例、同規則その他関係諸規程等に則って処分の対象とする。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

① 研究費の執行に当たり、問題となりうる具体的な事項（リスク）を洗い出し、一覧表を作成する。

その際には、規程と運用が乖離している事務処理手続き等、現場で実際に問題となっている事項を具体的に把握する。

② 洗い出した問題となりうる事項について、不正発生の可能性となる要因を試験研究機関全体に起因するものと、当センターに特有のものに分類した上で、両者に対する具体的な対応方法を示した不正防止計画を策定し、実施する。

(2) 不正防止計画の実施

① 不正防止計画を適切に実施していくため、副所長及び総務、部長および係長等をもって構成する不正防止推進チームを設置する。

② 不正防止推進チームは、当センター全体の観点から実態を把握・検証し、関係機関等と協力して、研究費の不正防止に関する改善策を講じる。

③ 副所長は、不正防止計画の実施状況を管理・監督し、必要に応じて各部・分場・研究担当に対して改善を指示する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

試験研究上必要な物品の発注について、チェック機能が十分発揮できるような措置を講じるとともに、試験研究上必要な物品の納品確認をこれまで以上に厳格に実施するため、次のような対応を適宜組み合わせる。

(1) 発注権限の明確化

当センター内における発注権限や範囲を明確にするため、その権限や範囲を明示した資料等を作成し、機関内外に対してホームページ等により公表する。

(2) 検収体制の強化

① 総務は、研究担当等への納品に当たっては検収を徹底するなど検収体制の強化を図る。

② 納入業者に対して、検収確認印がない場合は支払いができない旨を周知する。

③ 各研究担当等に対して、納品時の受領年月日及び受領印(又はサイン)の記載を徹底するよう周知する。

④ 不正に関与した業者については、取引停止等を行う。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 研究費の適正使用に関し、センター内外からの相談及び通報を受け付ける窓口を農政企画課企画担当に設置するものとする。

(2) (1) 以外の窓口として、「県庁ほっとライン（佐賀県庁公益通報制度）実施要綱」（平成17年6月8日制定）に定める窓口も活用できるものとする。

第6節 モニタリングの在り方

研究費管理に関する不正防止を図るため、不正防止推進チームと連携し、副所長等による内部監査を実施する。

第7節 外部への公表

研究費の適正管理の取り組み等について、ホームページ等により外部に公表する。

付則

このガイドラインは、平成21年2月24日から施行する。

このガイドラインは、平成30年4月27日から施行する。